

耐震コンサルタント派遣制度の

ご案内



江戸川区

令和4年4月

江戸川区耐震コンサルタント派遣制度

◆ 制度の概要

江戸川区では、地震に強い安全な街づくりを目指すために、住宅耐震対策上の相談及び助言を無料で行う「耐震コンサルタント派遣制度」を実施しています。この制度は、区民等の皆様に江戸川区が委託したコンサルタント（建築士）を派遣し、住まいの耐震対策についての調査や相談をおこなうものです。

◆ 対象建築物

「コンサルタント派遣」の対象は、次の条件の建築物です。

所在地	江戸川区内にあるもの
建物用途	個人が所有している住宅（一部店舗等併用の住宅も含みます）
建築構造	木造又は、非木造の住宅（賃貸住宅は木造に限ります）
建築時期	昭和56年5月31日以前に着工されたもの

◆ お申込みできる方

対象建築物の所有者または居住者。

木造の賃貸住宅にあっては、耐震コンサルタント派遣制度の実施に対する所有者及び居住者の同意がいただけます。

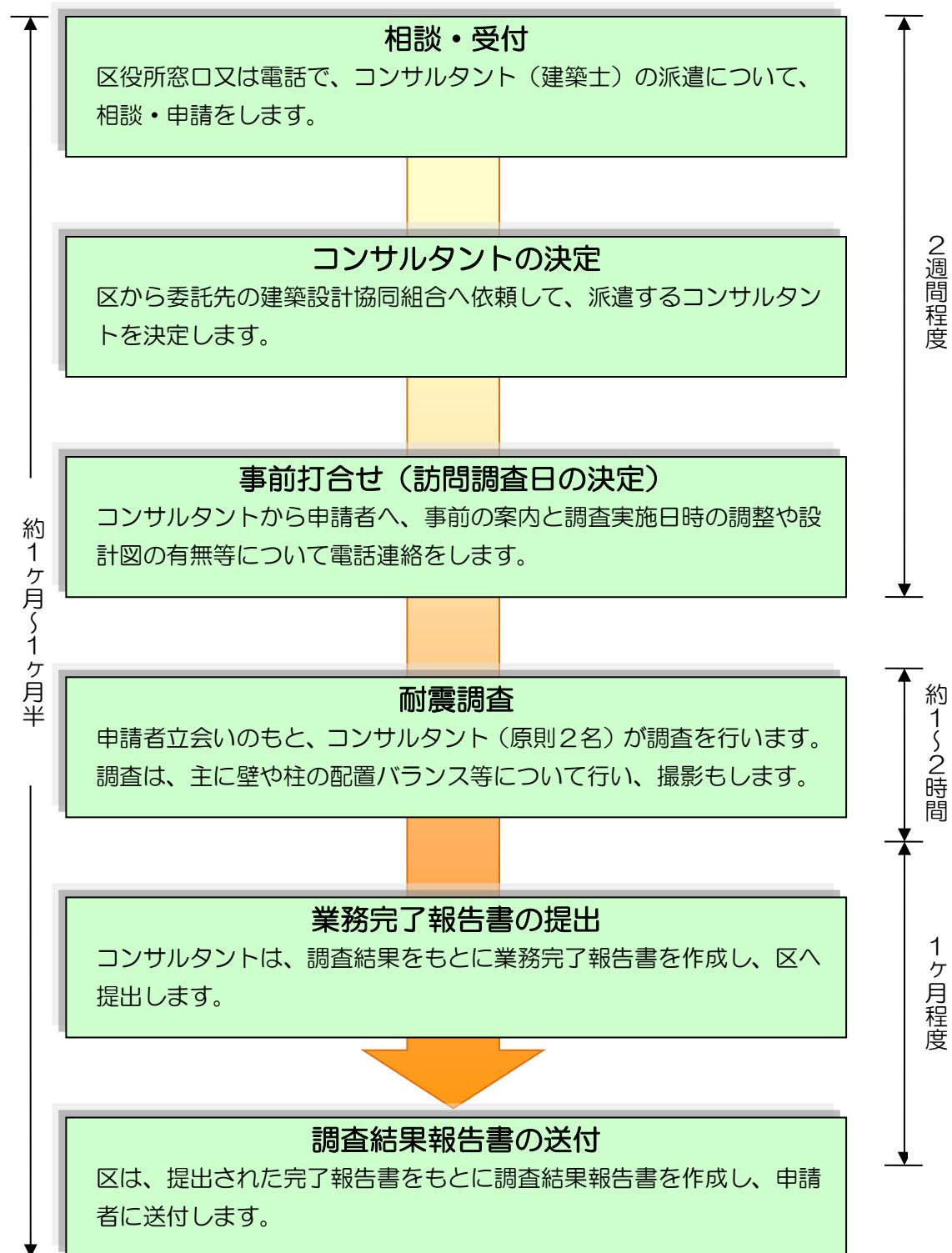
◆ お申込み方法

建築指導課耐震化促進係への電話、又は来庁によります。

建築指導課耐震化促進係 所在：区役所北棟2階窓口

電話：03-5662-6389（直通）

◆耐震コンサルタント派遣制度のながれ



※相談・申し込みから調査結果が届くまでの期間（約1ヶ月～1ヶ月半）は、平均的な場合です。
申し込みの混雑状況やその他の事情によって、変動することがあります。

◆ 派遣費用

無 料

◆ 派遣日時について

派遣日時	原則として、土曜・日曜・祝日を除く午前9時から午後5時までです。
------	----------------------------------

- 派遣日時は、事前に電話で連絡しますので、当日は、現地での立会いをお願いします。
また、設計図書（建築確認の図面）をご用意ください。

◆ コンサルタントについて

- この制度は、江戸川区が江戸川建築設計協同組合に委託して実施するものです。
- コンサルタントは、区が発行した写真付きの身分証を常に携帯しています。

◆ 申請書の記入について（診断当日にコンサルタントが持参します）

- 氏名、住所、電話番号など記載事項をご確認のうえコンサルタントへお返しください。

◆ 報告書について

- 調査結果報告書は、区役所建築指導課より申請者あてに郵送されます。
- 調査結果報告書が届きましたら、次のステップである、耐震改修設計費の助成制度または木造住宅除却助成制度を申請することができます。また、耐震改修工事の助成制度を申請するには、事前に耐震改修設計費の助成を受ける必要があります。

※1 過度な違反建築など、建築状況によっては助成制度を利用できない場合があります。

※2 工事資金にお悩みの場合には、区が利子の一部を負担する形で、金融機関の融資を受けられる制度があります。

上記※1・2について、詳しくはお問い合わせください。

※1について 建築指導課耐震化促進係 5662-6389（直通）

※2について 福祉推進課住宅係 5662-0517（直通）
(窓口はいずれも区役所北棟2階窓口にあります)